



Vol.172

# トクちゃん新聞

5月号

GW 飲みすぎ食べすぎで体重増です



令和4年5月19日発行

株式会社繁盛会計  
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆「プロフェッショナル」としての責任

徳野



数年前、長崎の軍艦島へ渡る観光船を利用しました。旅行のメインイベントともいえるもので、「ここまで来たんやから上陸したい」という期待感はリアルなものとして覚えています。今回の観光船沈没事故にあった人たちも同様だと思います。

そんな旅行者の期待に応え、旅の思い出作りのお手伝いをする、というのが運航会社の役割なんだろうと思います。そこには、当然「プロとして」「安全に」という大前提があるべきです。ただ、報道を見る限り、今回の事故は「安全軽視」「プロ意識の欠如」によって発生したような印象を持っています。



同じ様なことは弊社でも起こりえる話だとも感じます。お客様のご希望は様々で、そのご希望に出来るだけ応えたい、という思いは弊社スタッフみんな持っています。

この思いだけを基準にすると、「法令順守意識」や「お客様の社員さんへの配慮」を欠いた回答をしてしまいかねないです。結論ありきで都合のよい事例にあてはめたり、検討が浅かったり狭かったりで、お客様の期待に応えるための根拠をさがしてしまいます。ここは、「プロとして」「長期的に見てお客様のためになるか」という視点を持って仕事をしたいです。これが、会計事務所のプロとして責任をもった仕事だと考えています。

## ◆ 設備投資における税制について

北岡



青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人等)が、令和5年3月31日までに、機械装置等(新品)の「特定経営力向上設備等」を取得し、製造業、建設業、農業、林業などの指定事業の用に供した場合に、税額控除(取得価額の7%or10%)又は特別償却(取得価額の100%)を選択適用できます。この制度には「特定経営力向上設備等」ごとに4つの類型があります。

- A類型: 生産効率等が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
- B類型: 投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
- C類型: 事業プロセスの遠隔操作、可視化、自動制御化、のいずれかを可能にする設備
- D類型: 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備



いずれの類型も適用したい事業年度の末日までに取得し、かつ、経済産業局等にその設備について本税制の対象であるかの確認を受け、業種ごとに指定されている監督官庁に設備投資を含めた経営力向上計画の認定を受ける必要がございます。認定を受けるまでにはおよそ40日から60日程度かかります。その他要件もございましたので設備投資計画がある場合は、まず各担当者にご相談くださいませ。

## ◆ 賃上げ促進税制の改正ポイント

稲葉



この制度は、役員及びその関係者を除く従業員さんの賃上げや人材投資を行った際に税制面で優遇されるものです。※その期の法人税及び所得税額から税額控除を行い、その税額の20%が限度

基礎部分として、雇用者全体の給与総額が対前年度増加率1.5%以上の場合、その給与増加額の15%を法人税及び所得税から控除が可能となり、さらに一定の要件を満たすと基礎部分に控除率を上乗せできる措置があります。

旧制度	適用期間: 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に開始する各事業年度(個人事業主については、令和4年)	新制度	適用期間: 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度(個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年)
適用要件(通常要件)	控除率	適用要件(通常要件)	控除率
雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	15%	雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	15%
適用要件(上乗せ要件)	控除率	適用要件(上乗せ要件)	控除率
雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと	+10%	① 雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加	+15%
① 教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること ② 適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること		② 教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること	+10%

※経営力向上要件は廃止

その上乗せ部分の要件が、改正で緩和され、その控除率も最大40%と大きく引き上げられました。

新制度は、

- ①雇用者給与等支給額要件
- ②教育訓練費要件とわけられたこと

で、上乗せの要件に当てはまる可能性が高まります。適用にあたり確認事項もございましたので、ご興味のある方は事前にご相談ください。



※図解119号 (<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syokukakudai/chinngagesokushin04guidebook.pdf>) を加工して作成

## ◆ 税務スケジュール(6月)

喜多



### 6月10日(金)

- ・5月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付
- ・12月～5月分 住民税の納付(特別徴収・納期の特例分)

### 6月30日(木)

- ・5月分 社会保険料の納付
- ・4月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・10月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・1月・7月・10月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

### 7月11日(月)

- ・社会保険 算定基礎届の提出
- ・源泉所得税(納期の特例1月から6月分)納付
- ・労働保険の年度更新

※6月分より住民税徴収税額が変更となります。  
端数の関係で7月分の金額も変更がありますのでご注意ください。

**弊社で源泉所得税(納期の特例)の納付書を作成している顧問先様へ**  
5月分までの給与・賞与状況をお知らせください。  
6月支給分につきましては、支給内容が決まり次第お知らせ願います。

## ◆ クレジットカードを活用しませんか？

細川



経費は現金で支払っていますか？それともクレジットカードを利用していますか？  
クレジットカードをうまく活用すると大きなメリットがあります！

### メリット

#### 現金を扱わなくていい

現金での精算が減るため、会社に常備する現金が必要最低限でよくなります。  
日々の現金出納帳の記録も減り、利用明細はデータで出力できる場合が多く、記帳の手間も軽減することができるかもしれません。

#### ポイントがたまる

利用額にポイントが付与されるので、少しお得に経費の精算が可能です。  
航空機の使用が多い場合はマイルをためることで経費節約にもつながります。

年会費がかかる場合が多いため、獲得できるポイントや削減できる事務手続きの手間などと比較し導入ご検討ください！



### 注意点

#### 利用明細だけでなく領収証等の保存も必要です

利用明細だけでなく受け取った領収証等も保存しなければなりません。

#### ポイントを使用する場合

使用したポイントは利益に計上しなければなりません。ポイント利用により値引きを受ける場合は、値引きの処理でも問題ありません。

#### 経費を個人のクレジットカードで決済した場合

事業の経費で付与されたポイントは事業者のもので、個人のクレジットカードで決済し、ポイントを個人的に使用した場合、国税当局から「会社からの賞与」や「事業収入の計上漏れ」と指摘される可能性があります。

#### 不正利用

ダミーサイトにクレジットカード情報を入力させ、不正に利用するという詐欺が流行しています。不正利用に気づくためにも、毎月利用明細の確認が必要です。

## ◆ 「インボイス制度」をおさらいしよう！【連載第③回「適格請求書」編】

大熊



### ■ 前回のおさらい

- ・インボイス制度の開始後は、『適格請求書(インボイス)』を保管しないと『仕入税額控除』が出来ない。

### ◎ ご注意

- ・わかりやすさを優先して、詳細な説明を省いている箇所があります。
- ・事業者さま毎に、処理方法は異なります。弊社顧問先さまにつきましては、**必ず弊社担当までご確認ください。**

### ■ 『適格請求書(インボイス)』とは？

『適格請求書発行事業者』が発行する以下の6項目を記載した請求書や納品書等の総称です。

- ① 受領者名
- ② 発行者名 & 『登録番号』※T+13桁の数字
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容(軽減税率対象である旨)
- ⑤ 税率ごとの合計金額 & 適用税率
- ⑥ 税率ごとの消費税額

『適格請求書発行事業者』に登録すると、『登録番号』が与えられます。次回、解説します！

請求書			××年11月30日
株〇〇御中		△△商事(株)	
		登録番号：T0123456...	
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
合計 17,000円		消費税 1,400円	
(8% 対象 ... 15,000円)		消費税 1,200円	
(10% 対象 ... 2,000円)		消費税 200円	
* 軽減税率対象			

## ◆ ゴールデンウィーク

喜多



最大10連休のゴールデンウィーク、皆さんどのように過ごされたでしょうか。私はカレンダー通りのお休みをいただき、ゆっくり過ごすことができました。前半はあまり天気が良くなかったようですが、後半は春らしい天気が続いていたようですね。

ゴールデンウィークが始まる前、今年こそは、どこかへ出かけたいと思っていましたが、気付けば、ほぼ家にこもったままで終わってしまいました。せっかくの長期休暇だったのに、、、とも思いましたが、不要品の片付けや掃除、録画していたテレビの整理など、なんだかんだ充実した休日でした。

次の連休には、しっかり予定を立ててお出掛けをできたいいなと思っています。

## ◆ クイズ

岩佐



所得税を期限後に納付した場合、「延滞税」もしくは「**利子税**」が発生します。この2つの違いはなんでしょうか。

(答え)

- ※延滞税...単純に期限に遅れて納付した場合にかかる税金
- ※利子税...手続きした上で期限後に納付した場合にかかる税金

★手続...申告期限までに税額の2分の1以上納付し、残額を5月末までに支払う旨、確定申告書の該当箇所に記載

	延滞税	利子税
経費計上	不可	可能
年利 (R4年の場合)	2.4%~8.7%	0.9%